

西宮市立中央病院医療機器購入及びレンタル等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市立中央病院（以下、「中央病院」という。）の医療機器購入及びレンタル等に係る審査を行うために、医療機器購入及びレンタル等検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 医療機器の購入及びレンタル等の必要性について、審査を行う。
- (2) その他医療機器の選定に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員が欠けたときは、必要により当該委員に代わる臨時委員を指名する。

(委員長)

第4条 委員長は、病院事業管理者をもって充てる。

- 2 委員長が欠けたときは、院長が委員長の職務を行う。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集する。

(関係者の説明聴取等)

第6条 委員会が必要と認めたときは、関係者を委員会に出席させて説明を聴取し、または、必要な資料を提出させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

| | |
|----|---|
| 委員 | 病院事業管理者(委員長) 院長 副院長※ 事務局長 管理部長 病院改革担当部長 計6名 |
|----|---|

※所管する診療科に限る